

- \* 東日本大震災での年金の受給・裁定・相談に特別の手当てをせよ
- \* 年金の受給資格期間 25 年を、当面 10 年に短縮せよ
- \* 基礎年金の国庫負担分については 3.3 万円を 65 歳以上のすべての人に支給せよ
- \* 全額国庫負担による最低保障年金制度をつくれ
- \* 後期高齢者医療制度をただちに廃止せよ
- \* 「宙に浮いた・消えた・消された」年金記録は、一人の犠牲者も出さず解決せよ
- \* 消費税増税に反対

日本女子サッカーが世界一！！ 「あきらめない」が切り開いた道！！

年金相談も「あきらめない」で、励ましあいながらやって来ましたが、あらためて「あきらめない」ことが大切と痛感しています。

年金者組合は、第 20 回定期大会後の第 1 回中央執行委員会を仙台で開きました。

中央執行委員は、被災地を見て、遅々として進まない復旧・復興の現状を深刻に受け止めました。一方で、現地の人々が、「あきらめない」で復興に取り組む姿に感動もしました。この経験は、年金者組合の今後に活かされていくと確信しています。

質問にお答えします。

Q, 「受給資格期間 25 年は長すぎるので、短縮する」という話はどうなりましたか。

A, 各国の年金の受給資格期間をご紹介します。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25 年	10 年	なし (2007 年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性 11 年、女性 9,75 年の加入期間が必要)	5 年	なし	なし (保証年金については最低 3 年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は 40 年の居住が必要)

上の表は、「社会保障と税の一体改革案」のなかに載っている資料です。

この表を見てどう思われますか。

この表から、私達は、日本の年金の**受給資格期間の長さは異常**であることを知ることができます。

政府は、25年の受給資格期間に阻まれて、無年金となっている人々のために「受給資格期間を当面10年に短縮」することを急ぐべきと思います。

将来的には、イギリス、フランス、スウェーデンのように、「**受給資格期間は撤廃し、払った保険料はすべて年金額に反映される**」仕組みにすべきではないでしょうか。

**Q、「無年金・低年金者問題」の解決には、何が必要ですか。**

A、日本の年金制度は、前述のように受給資格期間が異常に長いこと、最低保障部分がないこと・・・のために多くの無年金・低年金者を生み出し続けています。

この二つの問題の解決を急ぐ必要があります。

さらに、正規・非正規など雇用のあり方（女性の短時間・短期間労働も含めて）が厚生年金加入者の減少を招いていること、低収入による保険料の納付の困難、中小企業・零細企業の事業主の保険料負担の困難、保険料免除制度など年金制度が理解されていないこと・・・などがあります。

現在、基礎年金は、半額が国庫負担分とされています。基礎年金を満額6.6万円受給する人は、保険料分が3.3万円、国庫負担分が3.3万円です。4万円受給の人は、保険料分が2万円、国庫負担分が2万円です。無年金の人は国庫負担分を受けられません。

**年金者組合は、「税金はすべての人が払ってきたのですから、65歳以上のすべての人に、国庫負担で3.3万円支給すべき」と主張しています。**

3.3万円の要求は、現行年金制度の中での、当面の最低保障の要求です。年金者組合が21年間要求し続けている最低保障年金8万円の要求とともに闘い抜き、実現させたいと思います。

**Q、65歳のとき老齢基礎年金の「繰り下げ」を選び、厚生年金だけ受給しました。66歳になって、年金事務所から、間違えて「繰り下げ」にしないで計算した。申し訳ないが返してくれと連絡がきました。返さなければいけませんか。**

A、ひどい話です。受給者が、間違えられたと気が付くのは難しいでしょう。しかし、多く受給した分は返すこととなります。年金生活では返す余裕はないでしょうが、年金事務所と分割払いの相談ということとなります。毎月千円ずつ返している人もいます。このケースでは、間違えたのは、明らかに年金事務所ですから、年金事務所の責任は重く、もっと小額の分割払いを要求してください。

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時までです。

電話でのご相談は、03-5978-2751 FAXは、03-5978-2777

[E-mail/honbu@nenkinsha-u.org](mailto:honbu@nenkinsha-u.org)

相談・質問・意見をお待ちしています。

年金相談室 阿久津嘉子